



市制100周年(昭和64年)

5月  
昭和63年5月1日  
第252号

編集と発行:鹿児島市広報課/鹿児島市山下町11番1号〒892 市役所の電話:(24)1111

かごしま  
市民のひろば

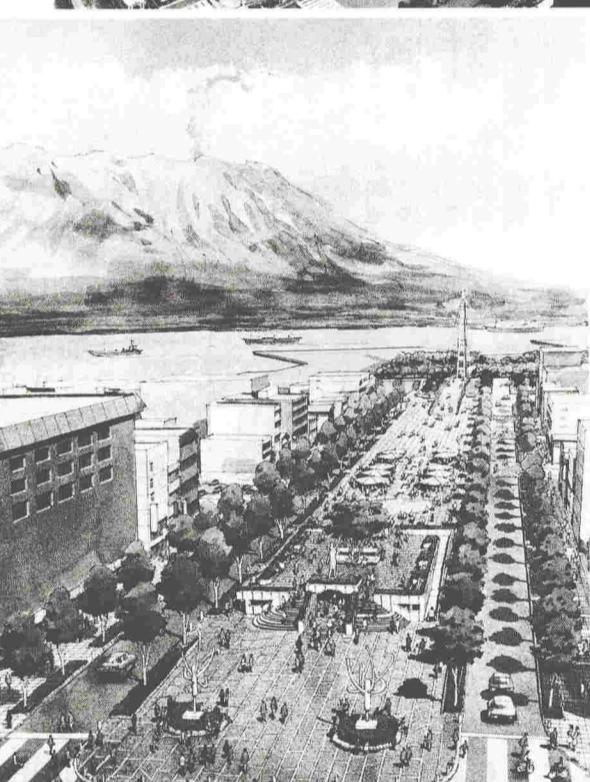
## 市の人口(推計)

(63.4.1)	(前年同月比)
人口総数 530,487人	(+2,693人)
男 250,477人	(+ 898人)
女 280,010人	(+1,795人)
世帯数 191,645世帯	(+2,096世帯)

## 国保の危機を乗り切ろう

62年度保険税の未納の方は、急いで納めて下さい!

海の玄関・観光レクリエーション基地を目指す上町地区



市役所前大通り公園(仮称)イメージ図

◇ ◇  
 前述の二つの事業と合わせて、上町地区においては本年度、ポートネッサンス21計画調査や小川町21番街区における市街地再開発事業の基本計画策定も行われる予定です。

今後順調に進めば、本年度実施設計を行い、六十四年度に着工、六十五年度の整備完了を目指します。

## 市長隨想

本市では、その手始めとして、昨年度内の若手職員を中心とした「新しい観光創造プロジェクトチーム」を発足させ、固定観念にとらわれない新しい視点での観光対策を検討してもらっています。また本年度は、「観光創造元年」と銘打つて、観光予算を倍増して新しい観光都市づくりを取り組むことにし、さまざまな施策を盛り込みました。

今鹿児島においては、新幹線の実現が最大の課題となつておりますが、観光の振興のためにも足の確保は何よりも必要なことあります。一日も早く新幹線を実現して「観光創造元年」を確かなものにしたいものです。

進めます

## 魅力ある

まち

農協連跡地の再開発は、同跡地があり、また、本港再開発によって更新される桜島フェリーふ頭のすぐ背後に位置することから上町の振興、本港背後地区的整備に大きな役割を果たすものです。

本市は、六十一年五月と同年十一月にそれぞれ策定した

この再開発は、六十四年七月までに建築に着工し、六十六年七月の開業を目指すことになります。

## 市役所前通りを

## 大通り公園化

本市が進める快適な都市景観づくり、そのなかで観光鹿児島の新

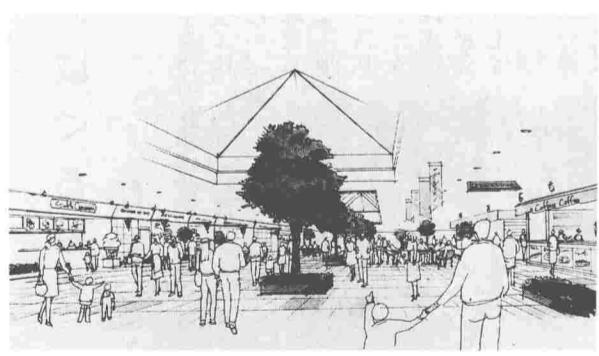
しいシンボルとして期待されるのが市役所前大通り公園(仮称)です。市役所前大通り公園(仮称)整備事業(延長二百七十㍍)は、市役所前通りを、大通り公園化し、本港再開発できる緑地と、本港背後地区を連絡するシンボル軸として整備しようとするもので、そこには、多くの市民が集い憩えるように、エントランス、イベント、マリン・ファンタジア、ビューポイントなどのゾーンを設ける予定です。

旅の中での人々とのふれあいや、風物とのすばらしい出会いは旅人の心にいつまでも深い印象として残るもので、さわいにして鹿児島には、あたたかい人情があり、自然や史蹟に恵まれています。

市内には、県内外のたくさんの観光客が訪かれ、緑の鮮かさと相まって活気に満ちあふれています。

赤崎義則  
観光創造元年

「鹿児島本港背後地区総合整備構想」「農協連跡地再開発基本方針」に沿って、農協連跡地に計画している「鹿児島ポートランド・コア(仮称)」について、再開発計画案を民間から募り、昨年十一月に事業主体予定者を決定しました。そして、先に開かれた六十三年第一回市議会定例会に

鹿児島ポートランド・コア(仮称)  
センタープラザイメージ図

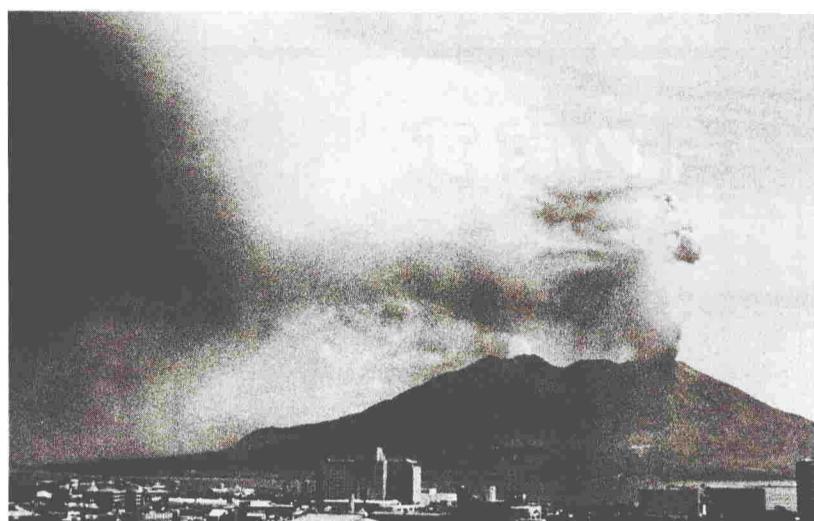
(大切なものは保存しておきましょう)



ふれあいの街角

降灰の季節になりました

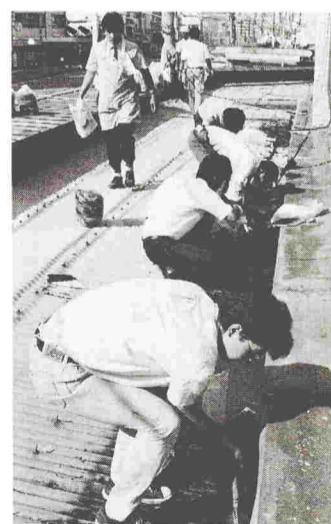
# みんなで“克灰”に努めましょう



	区分	路線数	道路延長
市街地	92 地区	4,647 線	1,243.0km
東桜島	1 地区	54 線	17.3km
計	93 地区	4,701 線	1,260.3km



降灰除去日には  
対する市民運動を盛り上げ  
域ぐるみで降灰除去を行っています。  
これらの降灰除去の日には



降灰除去は地域ぐるみで

風向きにより、降灰地域が広範囲にわたると、隅々まで短期間に除去することは困難な場合があります。各家庭や事業所、町内会、商店街などでも、自主的に降灰除去を行います。

市衛生自治団体連合会と谷山衛生協会では、住みよい環境をつくるため、市民参加による「いのちを守る」活動を盛り上げて行っています。

## 地域ぐるみで 降灰除去の日

また、降灰除去作業に当たっては、ロードスイーパーや散水車がフル稼動しますので、路上に駐停車中の車両やその他の作業の障害になるような物は、速やかに移動させるなど、作業の迅速化にご理解とご協力を願っています。

電車軌道敷は、専用ロードスイーパー・散水車による降灰除去を行います。

市も、収集車両の配備などを行います。どうぞご協力を願います。

## 降灰時には 車のスピードダウンを

降灰時においては、車による灰のまき上げが、歩行者などへ迷惑とならないよう、スピードダウンをお願いします。

市では今年も、市衛生自治団体連合会と谷山衛生協会の協力により、全世帯に降灰袋を配布します。

もし、配布もれがあった場合は、市環境衛生課か、最寄りの支所、出張所に準備してありますので、ご利用ください。

また、「地域ぐるみで降灰除去の日」を設けて、降灰除去を実施される場合も、降灰袋を配布しますので、ご連絡ください。

## 市が半額を補助

◆降灰除去機購入 商店街や町内会、自治会では一台当たり五万円)

【問い合わせ】 (24)1111

商店街：市商工振興課 (24)1111

町内会や自治会：市市民生活課 (24)1111

アーケードの降灰除去 (24)1111

購入費の二分の一（限度額）

手押し降灰除去機を購入した場合、補助金を交付します。

歩道や生活道路などの降灰除去などにお役立てください。

◆補助額 所要経費の二分の一（限度額）は一回当たり十万円で年二回まで

◆連絡・問い合わせ先 市商工振興課 (24)1111

（連絡・問い合わせ先）

## 1.

## 2.

## 3.

## 4.

## 5.

## 6.

## 7.

## 8.

## 9.

## 10.

## 11.

## 12.

## 13.

## 14.

## 15.

## 16.

## 17.

## 18.

## 19.

## 20.

## 21.

## 22.

## 23.

## 24.

## 25.

## 26.

## 27.

## 28.

## 29.

## 30.

## 31.

## 32.

## 33.

## 34.

## 35.

## 36.

## 37.

## 38.

## 39.

## 40.

## 41.

## 42.

## 43.

## 44.

## 45.

## 46.

## 47.

## 48.

## 49.

## 50.

## 51.

## 52.

## 53.

## 54.

## 55.

## 56.

## 57.

## 58.

## 59.

## 60.

## 61.

## 62.

## 63.

## 64.

## 65.

## 66.

## 67.

## 68.

## 69.

## 70.

## 71.

## 72.

## 73.

## 74.

## 75.

## 76.

## 77.

## 78.

## 79.

## 80.

## 81.

## 82.

## 83.

## 84.

## 85.

## 86.

## 87.

## 88.

## 89.

## 90.

## 91.

## 92.

## 93.

## 94.

## 95.

## 96.

## 97.

## 98.

## 99.

## 100.

## 101.

## 102.

## 103.

## 104.

## 105.

## 106.

## 107.

## 108.

## 109.

## 110.

## 111.

## 112.

## 113.

## 114.

## 115.

## 116.

## 117.

## 118.

## 119.

## 120.

## 121.

## 122.

## 123.

## 124.

## 125.

## 126.

## 127.

## 128.

## 129.

## 130.

## 131.

## 132.

## 133.

## 134.

## 135.

## 136.

## 137.

## 138.

## 139.

## 140.

## 141.

## 142.

## 14







# お知らせ

## 63年度市県民税が軽減されます

昭和62年度の税法改正により、63年度の市県民税は、所得割の税率の緩和、基礎控除・配偶者控除・扶養控除のそれぞれの額の引き上げ、配偶者特別控除の創設などが行われ、所得税とともに税負担の軽減が図られました。

市県民税は前年の所得に対して課税されますが、夫婦と子供2人のサラリーマンの標準世帯を例にとりますと次のようにになります。

62年 度	63年 度	軽減額
61年分の 給与収入額(A)	62年分の 給与収入額(B)	(A)-(B)
300万円	38,800円	300万円
500	171,850	500
700	358,200	700
1,000	686,300	1,000
		640,500
		45,800

\*市県民税額の算出は、社会保険料を給与収入額の7%とし、生命保険料控除は除いて計算してあります。

\*妻に収入がある場合、市県民税額が変わってきます。

## 市税の端数取り扱いなどが変わります

▶市税の確定金額は、従来10円未満の端数を切り捨てていましたが、63年度(63年4月1日以後に確定する税)からは100円未満の端数を切り捨てることになりました。

▶市県民税(普通徴収分)や固定資産税の各納期の納付金額は、従来100円単位でしたが、63年度からは1,000円単位(1,000円未満の端数は1期へ合算)となります。

(例)年税額5,900円の場合、1期が2,900円、2期以降が1,000円となる。4,000円未満の年税額は1期で全額納付。

市税の納付には、便利な

## 〈口座振替・自動払い込み〉のご利用を!

金融機関、郵便局があなたに代わって指定の預金(貯金)口座から自動的に振替納付する便利な制度です。

納期忘れもなく安心なこの制度を是非ご利用ください。

振替できる税目・固定資産税(都市計画税を含む)  
・市県民税(普通徴収)

申し込み手続き 申込書は市内の金融機関、郵便局の窓口に備え付けてありますので、預金(貯金)口座に使用する印鑑と通帳、それに納税通知書または、領収書を持参してお申し込みください。

※申し込みは各税目ごとになります。

振替の開始・振替日 申し込み月の翌月以降の納期から振替が始まり、振替は各納期の最終日です。

固定資産税の納税に

## 有利な前納報奨金制度の利用を!

今月は固定資産税の第1期分の納期(5月31日まで)です。第1期の納期内に1年分(第4期分まで)を一度に全額納めた場合、前納報奨金が交付されます。

納税者にはとても有利な制度ですので、是非ご利用をお勧めします。

## 海づり公園の料金改定

海づり公園の料金が安くなりました。便利な回数券も発売されます。どうぞご利用ください。

種類	区分	単位	金額
釣り料	大人	4時間以内	600円
	大人	ル	200
	20人以上の団体	大人	ル
回数券(6回分)	大人	ル	150
	大人	冊	3,000
	大人	ル	1,000
超過釣り料	大人	1時間ごと	100
	大人	ル	50
入園料	大人	1回	100
	大人	ル	50
駐車場使用料	1区画	1時間	50

市役所 ☎ 241111

谷山支所 ☎ 692111

伊敷支所 ☎ 292111

東桜島支所 ☎ 212111

◆店舗や事務所などの建て替え  
◆お手持ちの遊休土地の活用  
◆あなたの方々の事業を進めて  
市では、このような方々の協力をいただき、民間の施設と併存した公営住宅を建設する事業を進めています。

これは、一定規模以上の土地に、土地所有者の店舗や事務所などと公営住宅とが一体となつた建物を建設する場合、市が土地の空中権(または土地の一部)を買い取り、店舗・事務所部分の設計費や建設費の一部を補助しようといたします。

この制度を利用するにあたり、土地権(または土地の一部)と地上権(または土地の一部)を買取る、店舗・事務所などの部分を建設する場合、市が土地の空中権(または土地の一部)を買い取り、店舗・事務所部分の設計費や建設費の一部を補助しようといたします。

この制度を利用することにより、土地代金(または土地の一部)と補助金を有効に活用することができます。

土地の条件▼  
①地区面積(敷地面積)に接する道路の中心線以内の道路面積を加えた面積)が原則として五百平方メートル以上あること。※隣接の土地所有者と共同でも可。

△申込方法▼  
市住宅課内にある所定の申込用紙で申し込むこと

△申込期間▼  
5月9日～31日

△申込込み・問い合わせ▼  
市住宅課

△あなたの土地の有効な活用を考えてみませんか  
△あなたの施設の建設に要する費用のうち、次の経費の25%を補助します。  
■調査設計計画費:地盤調査費、基本設計費、建築設計費  
■土地整備費:現在ある建物の除却費、工事期間中の仮設店舗などの設置費  
■共同施設整備費:共同で使用する通路や緑地などの整備費、共同で使用する電気やガスなどの供給処理施設整備費  
■申込者の資格▼  
土地の所有者や借地権者で、土地についての権利を調整できる人

△申込方法▼  
市住宅課内にある所定の申込用紙で申し込むこと

△申込期間▼  
5月9日～31日

△申込込み・問い合わせ▼  
市住宅課

◆アーケード街を美しく!  
アーケードのある通りは、たくさんの市民が利用します。  
●道路上に商品を並べないようにしましょう。  
●看板類が道路上に出ないようにしましょう。  
●日の不自由な方やお年寄りが、安心して通れる道路にしましょう。

問い合わせ 市建設局管理課

◆6月1日は人権擁護委員の日  
強制や圧迫、名誉きそん、婚姻、土地建物、金銭貸借、いじめなどでお悩みの方は、次の委員に気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は守られます。

小田 愛子 長田 町 23-4357  
坂口 田鶴 薬師二丁目 54-6224  
富山 ウメ 小野町 20-7305  
村田 繼男 平之町 22-1775  
森 澄子 薬師二丁目 54-6006  
井之脇壽一 明和一丁目 24-3303  
木原フジ江 上福元町 68-2647  
黒岩 千尋 西坂元町 47-2848  
島畑 利雄 田上台二丁目 58-0748  
高木 良雄 山田町 64-5550  
二宮 誠 千年二丁目 29-8638  
山本 良樹 鴨池新町 51-1703  
宮原 敬三 吉野町 43-9164  
山崎 純朗 玉里団地三丁目 29-4757  
梅 義雄 岡之原町 43-4453

環境週間 6月5日～11日

みんなで築くよりよい環境

期間中の催し  
▼公害パネル展 6月6日～11日 市民画廊

▼水質保全講習会 6月7日(対象:工場・事業場)

▼工場立ち入り検査 6月7日～8日 公害関係の点検調査

▼自動車排ガス調査 6月7日～8日 公害関係の点検調査

問い合わせ 市公害対策課

## サラリーマンを国民年金加入者

61年4月から、厚生年金、共済組合、船員保険に加入しているサラリーマンも、国民年金の第2号被保険者となりました。ただし、保険料はそれまでの年金制度から拠出されるとため届け出は要りません。

年金の第2号被保険者も、国民年金制度から拠出されるとため届け出は要りません。

年4月以前から扶養されている奥さんで、第3号被保険者も、国民年金は、各種権利が20歳以上60歳未満の人が厚生年金、共済組合、船員保険のある職場を退職された場合は国民年金への加入届け出が必要です。

届け出が遅れると、将来年金が減額されたり、受給できなくなる場合もあります。

また、ご主人の退職に伴い、これまで第3号被保険者の届けをされていたサラリーマンが減額されたり、受給できなくなる場合もあります。

年で消滅するため、年金受給権に不利益を生じることがあります。7月末まで届け出されると、61年4月1日にさかのぼることができます。

△ご主人の厚生年金手帳年で消滅するため、年金受給権に不利益を生じることがあります。7月末まで届け出されると、61年4月1日にさかのぼることができます。

